

保険契約者／保険仲立人間の保険媒介委託契約書

保 険 媒 介 委 託 契 約 書

委託者である____（顧客）____（以下「甲」という。）と受託者である____（保険仲立人）____（以下「乙」という。）とは、保険契約の締結の媒介の委託について、以下の各条項のとおり契約する（以下「本契約」という。）。本契約書は、保険業法施行規則第 237 条第 2 項第 3 号に規定されている「委託契約書」である。

（目 的）

第 1 条 本契約書は、下欄記載の保険契約（以下「保険契約」という。）の締結の媒介に関し、当事者双方が有する権利および遵守すべき義務を明らかにすることを目的とする。

2 本契約における委託は、民法第 656 条の準委任であり、法律行為でない事務の委託である。

（保険仲立人の誠実義務）

第 2 条 乙は、甲の保険に関する意向に沿った保険契約を媒介するため、甲からの委託の本旨に従い、かつ、保険業法等の関連法令を遵守し、誠実に行動しなければならない。

（保険仲立人の業務）

第 3 条 乙は、甲のために、以下の業務を行うものとする。

- (1) 保険契約の締結の媒介
- (2) 保険契約の維持・管理に関する助言・援助

但し、保険申込書（保険契約の条件等の変更および解約を含む。）の作成事務の代行および保険料（分割保険料、追加保険料を含む。）の支払事務の代行につき別段の取り決めがある場合には、その定めに従う。

- (3) 保険金・給付金請求に関する支援

2 乙は、保険契約者から委託を受けて保険契約者のために誠実に保険契約の締結の媒介を行う者であり、保険会社等の行う次の業務および保険会社等を代理するその他の権限は一切有しない。

- (1) 保険契約の締結および保険証券の発行
- (2) 保険契約に関する告知または通知の受領
- (3) 保険料の領収および返還
- (4) 保険契約の条件等の変更または解約の申し出の受領
- (5) 保険契約の申込みの撤回または解除の申し出の受領
- (6) 保険金または給付金の支払いの責任の有無の判断およびその額の決定

(保険契約の付保条件等の聴取・資料の提供、守秘義務)

第4条 甲は、保険契約の付保条件の聴取および資料の提出に関し、乙の求めに応じ、必要な情報および資料の提供を行わなければならない。

- 2 乙は、前項の甲からの提供によって得られた情報や資料を、保険会社等との交渉、保険契約の維持もしくは管理、更改のために必要となる業務、または甲の保険金・給付金請求の支援を行う場合以外の目的のために使用または他に開示してはならない。但し、甲の事前の同意が得られた場合はこの限りでない。

(保険会社等との交渉)

第5条 乙は、保険会社等との交渉にあたり、次の各号を遵守する。

- (1) 保険の手配が可能な保険会社等の数を正当な理由なく限定しない。
- (2) 甲から入手した保険に関する意向および情報を、客観的かつ誠実に、書面(電磁的方法を含む。)にて保険会社等に伝える。
- (3) 甲に対し、書面(電磁的方法を含む。)または口頭で、定期的に、保険会社等との交渉状況等、業務の処理状況の報告を行う。

(引受保険会社等、保険内容に関する助言)

第6条 乙は、引受保険会社等および保険内容に関する助言を行うにあたり、次の各号を遵守する。

- (1) 引受保険会社等の選択の助言については、甲の利益のために、客観的かつ自主的に行う。
- (2) 甲の求める保険契約の内容に合致すると思われる主な保険契約間の相違について、適切に説明を行う。
- (3) 乙が助言を行った保険契約および保険会社等についての選択責任は、甲にある旨の説明を行う。
- (4) 甲に対する保険料の提示については、保険会社等が提示する営業保険料によって行う。

(保険契約の締結)

第7条 甲が、自らの選択に基づき特定の保険会社等に対して保険契約の申込みを行おうとする場合には、乙は所定の申込書その他保険契約の締結に必要な書面（以下「申込書等」という。）の作成を助言し、甲の署名または記名・捺印を取り付けた後に、保険会社等に提出するものとする。

2 前項において、乙は、甲が作成した申込書等の記載内容について確認した後、甲の署名または記名・捺印を求めるものとする。

3 甲は、第1項の保険契約の申込みに関し、乙から、保険会社等が当該保険契約を引き受ける旨の意思表示の通知を受けたときは、保険料支払期日までに、保険会社等が提示する営業保険料を支払わなければならない。

4 甲は、保険契約の締結の媒介に関し、乙に対し、特別の利益の提供を要求してはならない。

（結約書の作成・交付）

第8条 乙は、保険会社等への申込書等の提出後、保険契約が成立した場合には、直ちに結約書を作成し、甲および保険会社等に交付しなければならない。

2 乙は、甲および保険会社等に対し、結約書に署名または記名・捺印を行うよう求め、当該署名または記名・捺印がなされた後、これをそれぞれの相手方に交付しなければならない。

3 乙は、甲もしくは保険会社等が結約書を受領しないか、または署名もしくは記名・捺印をしないときには、遅滞なくそれぞれの相手方に対しその旨を通知しなければならない。

4 結約書の作成・交付を省略する場合は、日本保険仲立人協会の「結約書の簡素化に関するガイドライン」に従う。

（保険証券）

第9条 乙は、甲に代わって、保険会社等から保険証券を受領し、保険証券の内容を確認した後、すみやかに甲に交付するものとする。

2 甲が、保険会社等から直接保険証券を受領した場合には、乙にその保険証券の写を提出し、乙はその内容を確認するものとする。

（保険仲立人の報酬）

第10条 乙の保険契約の締結の媒介に係わる手数料、報酬その他の対価（以下「手数料等」という。）は、保険会社等から受領するものとする。

2 乙は、甲に対し、保険契約の締結の媒介に関し、いかなる請求も行わないものとする。

3 乙は、甲から手数料等の開示を求められた場合には、当該保険契約の締結の媒介に

関し保険会社等から受け取る手数料等を開示しなければならない。

- 4 乙は、保険契約の締結の媒介とは別に甲のために行ったサービスに対する報酬については、甲がその支払いを事前に承諾している場合には、これを受領することができる。

(保険契約の条件等の変更または解約の通知)

第11条 乙は、第3条第1項の規定に基づき、甲から保険契約の条件等の変更または解約の申入れを受けた場合には、すみやかに保険会社等に対して通知するものとする。

- 2 乙は、前項の保険契約の条件等の変更に関し、保険会社等の承諾があった場合において、保険料の追加支払いが必要なときは、直ちに、甲に通知しなければならない。

(保険事故の通知、保険金・給付金請求に関する支援)

第12条 乙は、甲から保険金・給付金請求事由が発生した旨の連絡を受けた場合には、直ちにその内容を保険会社等に通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、書面(電磁的方法を含む。)にて行うものとする。
3 乙は、甲が保険金・給付金請求を円滑に行えるよう、請求手続き等の支援を行うものとする。

(保険仲立人と保険代理店による共同募集)

第13条 乙は、保険代理店と共同して保険募集を行わないものとする。

(損害賠償)

第14条 甲および乙は、本契約または本契約に基づき相互で取り決めた事項に違反したことによって相手方に損害を与え、法律上の損害賠償義務が発生した場合には、その損害を賠償しなければならない。

(保険仲立人の賠償責任の特例)

第15条 乙は、本契約の締結前に甲が締結した保険契約に関して調査および勧告を行い、その勧告を甲が受諾した場合、新たな保険契約を締結するまでの間は、当該保険契約の欠陥から生じる損害に対して賠償の責を負わないものとする。

(反社会的勢力でないことの表明・保証および関係遮断)

第16条 甲および乙は、次の各号の事項について表明し、かつ、将来にわたり保証する。

- (1) 甲および乙、その役員もしくは実質的に経営に関与する者、使用人、または甲および乙の保証人等(以下「甲および乙またはその役員もしくは使用人等」という。)が、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、

暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でないこと

(2) 甲および乙またはその役員もしくは使用人等が、暴力、脅迫、威力または詐欺的言動その他違法ないし不当な言動を行わないこと

(3) 反社会的勢力との関係を遮断し、公共の信頼を維持し、適切かつ健全に業務を遂行すること

2 甲および乙は、前項で表明・保証した事項に反する事実が判明した場合、または発生した場合には、本契約が解除されたとしても、何ら異議を申し立てない。

3 乙は、その役員または保険媒介に従事する使用人が、第1項で表明・保証した事項に違反した場合、またはそのおそれがある場合には、当該役員または使用人の保険仲立人登録を廃止させる。

4 甲および乙は、第1項において表明・保証したことの全部または一部が虚偽もしくは事実と反することにより、相手方に何らかの損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する。

（保険媒介委託契約の有効期間）

第17条 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲および乙の双方から申入れがない場合には、更に1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次の各号の場合には、何時でも、書面にて通知することにより、本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙が、本契約の規定に違反した場合

(2) 乙が、保険仲立業務に関し、不正または著しく不当な行為を行った場合

(3) 乙が、保険業法等の関連法令に違反した場合または当局から業務の停止もしくは登録の取消の処分を受けた場合

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、乙は、甲が本契約の規定に違反した場合には、何時でも、書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

（協議条項）

第18条 本契約に関し、甲乙間で争いが生じた場合には、甲および乙は、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

（管轄裁判所）

第19条 本契約から生じる権利義務に関する訴訟については、甲の住所または営業所所在地を管轄する裁判所をもって、管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙署名または記名・捺印のうえ、各々 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲：

乙：